



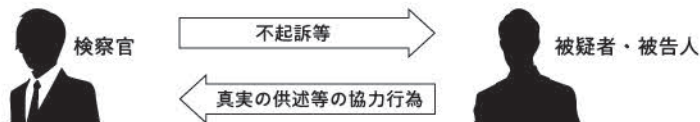
リンク	TOP	MPD
S・A	18	18

合意制度

概要

① 意義

一定の財政経済犯罪等について、**被疑者・被告人が他人の刑事事件の解明に資する供述等の協力行為**を行うのと引き換えに、**検察官**が被疑者・被告人を**不起訴**にすること等を内容とする**合意**をする制度である(刑訴法350条の2)。いわゆる司法取引制度のことである。



② 趣旨

組織的な犯罪等において首謀者の関与状況等を含めた事案の解明に資する供述を得るための有効な手法が取調べ以外に存在せず、**取調べへの過度の依存**を生じてきたこと等に鑑み、手続の適正を担保しつつ事案解明に資する**供述等を得る**ことを可能にする**新たな証拠収集方法**として、合意制度が導入された。

③ 対象犯罪

合意制度の対象犯罪は、以下の一定の**財政経済犯罪**と**薬物銃器犯罪**である(刑訴法350条の2第2項、以下「特定犯罪」)。そして、これらの罪のうち、法定刑が死刑又は無期拘禁刑に当たる重い罪は除外される。

刑法犯	○ 強制執行行為妨害の罪、○ 贈収賄の罪、○ 詐欺・恐喝の罪、○ 横領の罪、背任の罪 等
特別法犯	○ 組処法(団体の活動として組織により行われた強制執行行為妨害の罪、詐欺・恐喝の罪等)、○ 大麻草の栽培の規制に関する法律、○ 覚醒剤取締法、○ 麻薬及び向精神薬取締法、○ 武器等製造法、○ 銃刀法等の特別法違反の罪 等

これらの犯罪は、事案解明の必要性が高く、共犯者がいること、直接的な被害者がいない、又は被害が財産的、経済的なものであり国民の理解が得られやすいこと等から、対象犯罪にされているよ。



被疑者・被告人自身の事件と他人の刑事事件の**双方**が「特定犯罪」であることが必要であるが、双方の事件の罪名が異なっても差し支えない。

合意手続

① 合意の主体

刑事処分の軽減等を行う**検察官**と協力行為を行う**被疑者・被告人**である。

② 合意の内容

(1) 被疑者・被告人による協力行為

他人の刑事事件について、

- ① 刑訴法198条1項又は223条1項による捜査機関の**取調べ**に際し、**真実の供述**をすること、
- ② **証人**として**尋問**を受ける場合、**真実の供述**(証言)をすること、
- ③ 捜査機関による証拠の収集に関し、**証拠の提出**その他の必要な協力をする(①及び②を除く)、

のうち**1つ**又は**複数**を定めることができる(刑訴法350条の2第1項1号)。

「他人」とは、合意の主体である被疑者・被告人以外の者をいい、**共犯者**が典型例である。

「真実の供述をする」とは、自己の**記憶**に従った供述をすることをいう。

「その他の必要な協力」には、実況見分や検証に立ち会うこと、等が当たる。

(2) 検察官による処分の軽減等

被疑者・被告人の事件について、

- **不起訴処分**、
- **起訴の取消し**、
- **軽い罪による起訴**、
- 起訴事実を軽い罪に変更、
- **軽い求刑**、
- 即決裁判手続の申立てをすること、
- 略式命令の請求をすること、

のうち**1つ**又は**複数**を定めることができる(刑訴法350条の2第1項2号)。

③ 合意に係る検察官の考慮事情

検察官が合意できるのは、合意の相手方となる被疑者・被告人が行う**協力行為により「得られる証拠の重要性**、関係する犯罪の軽重及び情状、当該関係する犯罪の関連性の程度**その他の事情を考慮して、必要と認める**とき」である。

「関係する犯罪」とは、合意の対象となる被疑者・被告人の事件及び他人の刑事事件である犯罪をいう。

④ 弁護人の同意

合意が適正公平に行われることを確保し、被疑者・被告人の利益を保護するため、**弁護**

あっせん収賄罪

Ａ市の市議会議員である甲は、知人である乙から「息子の丙が、Ａ市の職員採用試験を受けているので合格させてほしい」と頼まれ、乙が差し出した現金２００万円を受け取った。後日、甲が、日頃から付き合いのあるＡ市役所の総務課長にこの件について依頼したところ、総務課長はこれを承諾し、採用試験の結果、本来不合格であったはずの丙は、Ａ市の職員採用試験に合格した。



解答・解説は次ページで ➡